

監査報告第3号  
平成26年12月2日

半田市市長様  
半田市議会議長様

半田市監査委員 深谷昭秀

半田市監査委員 澤田勝

### 財政援助団体等監査結果の報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づいて財政援助団体等監査を行ったので、その結果を同条第9項の規定により報告いたします。

# 社会福祉法人 半田市社会福祉協議会

## 第1 監査の時期

平成26年10月9日、10日

## 第2 監査の対象

社会福祉法人半田市社会福祉協議会  
所管部課 福祉部地域福祉課

## 第3 監査の方法

監査に当たっては、福祉部地域福祉課には平成23年度から平成26年度の補助金関係書類の提示を求めた。また、財政援助団体の半田市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）には当補助金の対象事業に関する書類及び23年度から26年度の予算書、決算書、理事会等議事録の提示を求めて実施した。

## 第4 監査の概要

### 1 半田市社会福祉協議会の事業内容

#### (1) 沿革

社会福祉協議会は、昭和26年に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき、地域福祉の充実を図ることを目的に、住民が主体的に福祉活動を行うための地域福祉の「中核的役割」を担う団体として、昭和28年1月5日に設立された団体であり、みんなの力で一人ひとりが心豊かに過ごせるまちを目指している。

昭和28年1月 半田市社会福祉協議会設立。設立当初は、保育園（～昭和54年）の運営、  
くらし資金等の貸付業務、心配ごと相談所を開設

昭和56年4月 「半田市椎の木園」運営を市から受託

9月 「ボランティアセンター」設置（現在は半田市市民交流センター内に  
「はんだまちづくりひろば」として開設）

昭和63年1月 福祉センター内に事務所移転

平成3年4月 「半田市どんぐり園」の前身である「かめざき授産所」運営を市から受託

平成6年4月 半田市社会福祉事業団設立、「半田市椎の木園」「半田市どんぐり園」の運  
営を移管

平成18年4月 「地域包括支援センター事業」を市から受託

平成19年4月 「日常生活自立支援事業」を県社会福祉協議会から受託

平成20年4月 「障がい者相談支援センター事業」を市から受託

平成21年4月 「半田市地域福祉計画策定事業」「半田市家庭訪問支援事業」を市から  
受託

平成23年4月 共生型福祉施設「おっかわハウス」開所  
「市民活動支援事業」を市から受託

平成25年9月 「安心生活創造推進事業」を市から受託

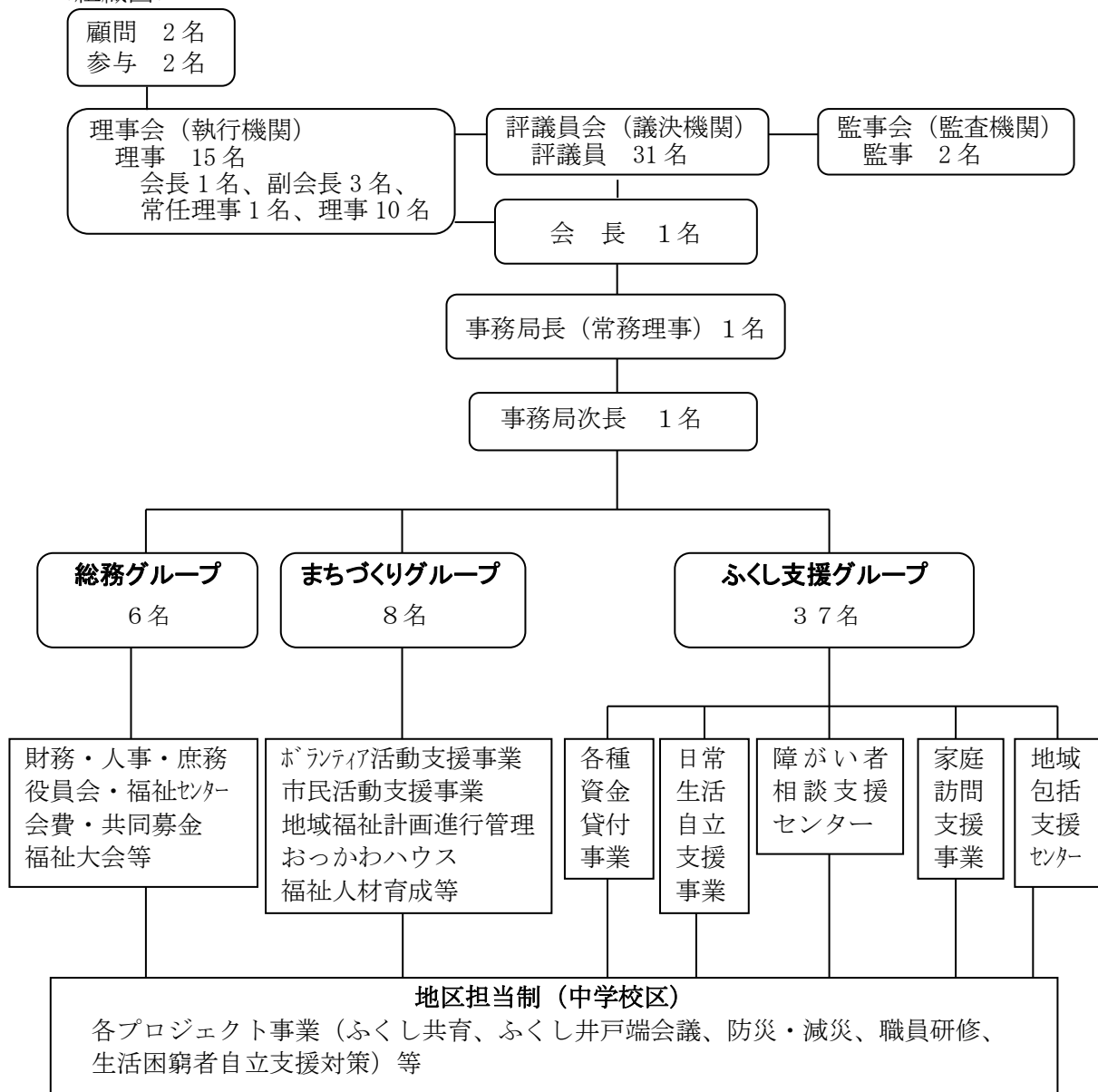
平成26年4月 「地域包括ケア推進事業」を市から受託

#### (2) 組織図及び業務内容

社会福祉協議会は、市内の諸団体及び会の目的に賛同する者をもって組織され、平成26年3月末日現在の会員数は、一般会員27,367世帯、特別会員895名、法人会員281事業所となっている。

また、社会福祉協議会の事務を処理するため、半田市福祉センター内に事務所を設置し、理事15名の中から、会長を始め、副会長3名、常務理事1名を選出するとともに、顧問2名、参与2名、協議会の重要な事項に関して会長に建議することができる評議員31名、監事2名、及び事務局52名が配置されている。

<組織図>



業務の運営は、会費、共同募金配分金、寄付金などの民間財源と県や市からの補助金、委託金などによって賄われており、主な事業として、はんだまちづくりひろばの開設、障がい者相談支援事業、地域包括支援センター事業、ふれあいいいきサロン事業、福祉センター事業、家庭訪問支援事業、はなちゃん助成金事業、ダイヤモンド婚・金婚を祝う会、関係福祉団体の育成、ふくし井戸端会議、防災・減災体制整備事業、蔵のまち事業、学生ボランティアセンター事業、ハンディキャブ等貸出事業、日常生活自立支援事業、ふくし共育、歳末義援金配分事業、ふくし勉強会、社会福祉大会、各種資金貸付事業等を実施している。

平成 26 年度は「ひとりにしない、させないまちづくり」を年間のテーマとして、地域の福祉事業をさらに推進し、支援するとともに、専門知識を生かした活動が行えるよう職員研修にも力を入れている。



＜ダイヤモンド婚・金婚を祝う会＞



＜ふくし井戸端会議＞



＜ふくし相談窓口（相談ボランティア養成講座）＞



＜地域サロンの運営支援＞

### (3) 市との関わり

平成26年度は、市から社会福祉協議会の法人運営事業補助金として、27,870,000円が交付決定されている。内訳は、職員3名（総務グループ1名、まちづくりグループ2名）の給料・手当・賞与・退職共済掛金、非常勤職員3名（事務局長、総務グループ2名）給与、6名分の法定福利費・福利厚生費である。

○補助金の対象事業及び交付状況

（単位：円）

対象事業	目的	根拠	交付決定金額		
			年度	職員構成	交付額
半田市社会福祉協議会補助金	半田市社会福祉協議会の法人運営事業にかかる給料、諸手当、賃金及び厚生費  (26年度内訳) ・事務局長（1名） ・主査（1名） ・主事（2名） ・臨時職員（2名）	社会福祉法人半田市社会福祉協議会補助金交付要綱	26年度	正職3 臨職3	27,870,000
			25年度	正職3 臨職3	27,485,000
			24年度	正職3 臨職3	27,485,000
			23年度	正職4 臨職1	27,445,000

○社会福祉協議会への委託事業

前記補助金の他に、市から社会福祉協議会へ8事業を委託している。

(単位：円)

	事業名	担当課	委託金額	市の会計
26年度	ボランティア・NPO支援事業委託	市民協働課	9,866,880	一般会計
	障がい者相談支援事業委託	地域福祉課	32,288,000	
	安心生活創造推進事業委託		4,486,880	
	地域包括ケア推進事業委託		4,885,999	
	福祉センター運営委託		10,214,000	
	二次予防事業対象者介護予防支援事業委託		7,811,000	介護保険特別会計
	包括支援センター運営事業委託	50,893,000		
	家庭訪問支援事業委託	2,417,000		
		合計		122,862,759

○役員について

役員については、顧問に市長、参与に副市長、理事に福祉部長（社会福祉事務所長）、評議員に保育園長1名がそれぞれ就任している。また、地域包括支援センター担当に福祉主事1名、保健師1名がそれぞれ市から派遣されている。

## 2 予算の執行状況

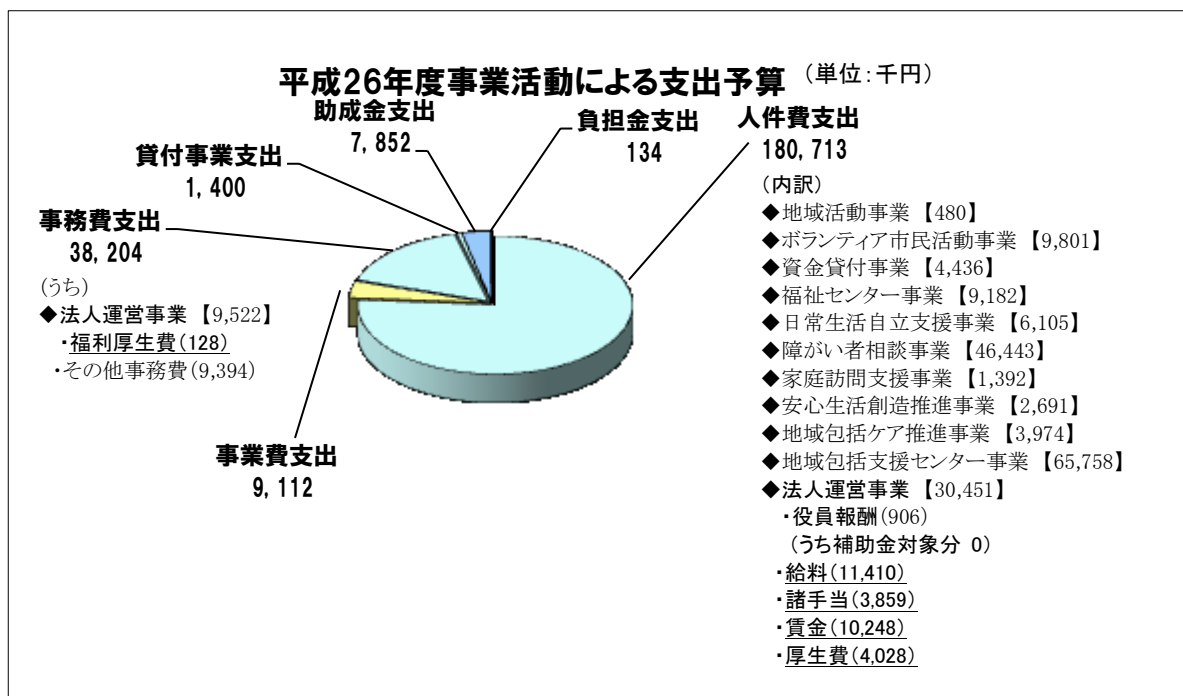
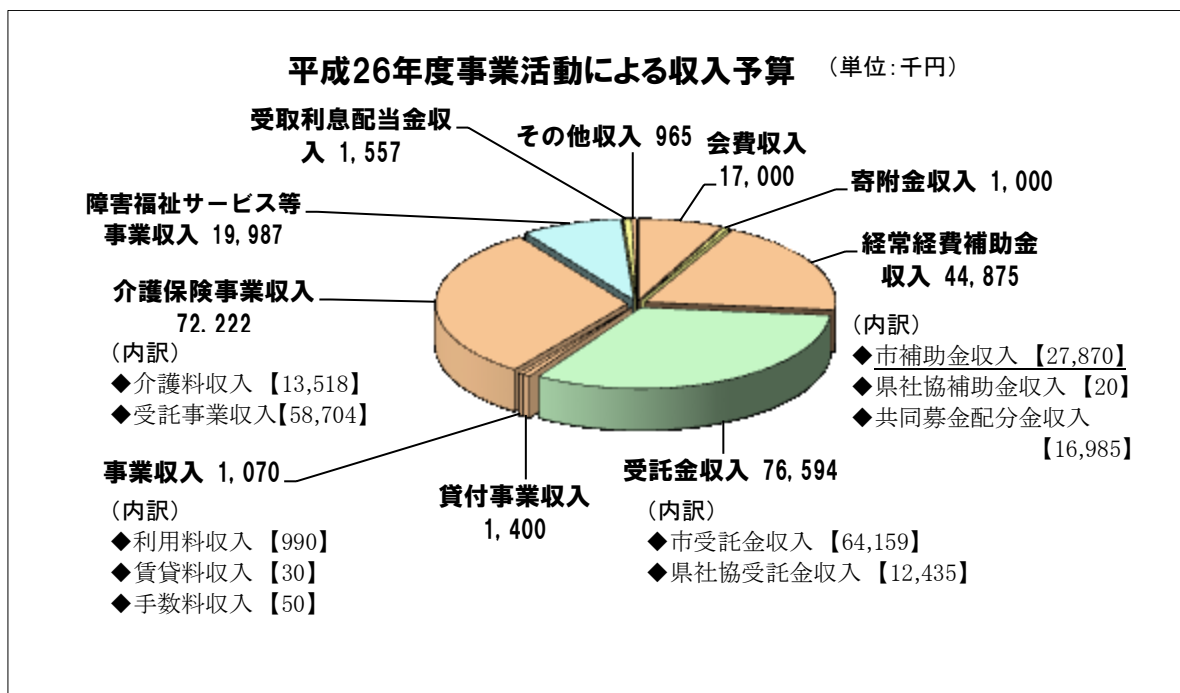
社会福祉協議会の会計は、26年度より新公会計基準に則り、拠点区分事業（法人運営事業・退職手当積立事業・福祉基金事業・地域活動事業・ボランティア市民活動事業・一般募金配分金事業・歳末募金配分金事業・資金貸付事業・福祉センター事業・日常生活自立支援事業・障がい者相談事業・家庭訪問支援事業・安心生活創造推進事業・地域包括ケア推進事業・地域包括支援センター事業）ごとに経理区分が設けられており、それぞれに事業活動による収支、施設整備等による収支、その他の活動による収支に分けて整理している。

それ以前の会計は、一般会計と公益事業（地域包括支援センター事業）特別会計、公益事業（地域包括支援センター事業）特別会計、公益事業（居宅介護支援事業）特別会計に区分されている。

平成26年度については、市からの収入は、経常経費補助金のうち市補助金収入27,870千円（11.8%）と、受託金収入のうち市受託金収入64,159千円（27.1%）、介護保険事業収入のうち受託事業収入58,704千円（24.8%）で、合計150,733千円、事業活動による全体収入の約63.7%となっている。

市からの補助金、委託金に対する支出は、補助金については人件費支出29,545千円（12.4%）、事務費支出128千円（0.1%）、委託金については人件費支出は107,458千円（45.3%）で、内訳はボランティア市民活動事業7,710千円（3.2%）、障がい者相談支援事業29,930千円（12.6%）、安心生活創造推進事業2,691千円（1.1%）、地域包括ケア推進事業3,973千円（1.7%）、福祉センター運営事業9,182千円（3.9%）、二次予防事業対象者介護予防支援事業7,431千円（3.1%）、包括支援センター運営事業45,140千円（19.0%）、家庭訪問支援事業1,392千円（0.6%）である。事務費支出は11,816千円（5.0%）で、内訳はボランティア市民活動事業1,742千円（0.7%）、障がい者相談支援事業2,349千円（1.0%）、安心生活創造推進事業1,329千円（0.6%）、地域包括ケア推進事業833千円（0.4%）、福祉センター運営事業451千

円 (0.2%)、二次予防事業対象者介護予防支援事業 286 千円 (0.1%)、包括支援センター運営事業 4,800 千円 (2.0%)、家庭訪問支援事業 25 千円 (0.0%)、事業費支出は 3,589 千円 (1.5%) で、内訳は、ボランティア市民活動事業 415 千円 (0.2%)、安心生活創造推進事業 467 千円 (0.2%)、地域包括ケア推進事業 80 千円 (0.0%)、福祉センター運営事業 581 千円 (0.2%)、二次予防事業対象者介護予防支援事業 94 千円 (0.0%)、包括支援センター運営事業 953 千円 (0.4%)、家庭訪問支援事業 1,000 千円 (0.4%) である。



### 3 交付対象事業の経理状況

#### (1) 収入の部

25 年度、26 年度の社会福祉協議会への財政的援助に係る補助金収入事務について調査した結果、社会福祉法人半田市社会福祉協議会補助金として 25 年度は 27,485,000 円、26 年

度は 27,870,000 円が収入されていた。

社会福祉協議会の 25 年度事業報告並びに収支決算書によると、一般会計の経常活動による経常収入は 178,492,113 円、経常支出は 151,745,020 円、差引 26,747,093 円であり、施設整備等資金収支差額と財務活動資金収支差額を加えた当期資金収支差額は 21,544,366 円で、前期末支払資金残高を加えた当期末支払資金残高は 73.1% 増の 51,017,815 円となった。

半田市から支出された補助金は、27,485,000 円であり、経常収入に占める割合は 15.4% であった。これに対し、会費収入 16,159,495 円 (9.1%)、寄附金収入 3,765,803 円 (2.1%)、県社協助成金収入 429,000 円 (0.2%)、市受託金収入 55,921,760 円 (31.3%)、共同募金配分金収入 18,210,203 円 (10.2%)、自立支援費等収入 29,308,973 円 (16.4%) などとなっている。

## (2) 支出の部

25 年度半田市社会福祉協議会補助金に係る法人運営事業の経常活動による支出は、次表のとおりである。

科 目	事業費	補助金充当額	備 考
人件費支出	29,594,283 円	27,389,827 円	正職 3 名、臨職 3 名
事務費支出	8,417,381 円	95,173 円	福利厚生費
事業費支出	750,153 円	0 円	
負担金支出	133,700 円	0 円	
減価償却費	245,093 円	0 円	
合 計	39,140,610 円	27,485,000 円	

また、市の 25 年度当初予算額と補助対象額（社会福祉協議会予算額）、補助対象事業の決算額との比較は次表のとおりである。

科 目	市予算額	交付対象額	社協決算額
職員給 3 名	10,429,200 円	10,430,000 円	10,429,200 円
職員諸手当 3 名	4,901,513 円	5,640,000 円	5,828,546 円
臨時職員 3 名 (賃金、諸手当)	7,957,940 円	8,286,000 円	8,279,030 円
退職共済掛金 (職員 3 名)	397,800 円	398,000 円	397,800 円
法定福利費 6 名	3,687,921 円	3,856,000 円	3,837,707 円
福利厚生費 6 名	110,400 円	110,000 円	95,173 円
合 計	27,484,774 円	28,720,000 円	28,867,456 円

市予算額と交付対象額との差異は、市予算額を算定する時期が前年度の 10 月のため、現所属の人員に対する次年度の必要見込額で算定していることと、超過勤務手当を月 6 時間で頭打ちにしていることによる。社会福祉協議会の予算は当年度の人事異動後の人員配置後で算定しており、現に必要な額として交付対象経費としているが、補助金交付決定額は「社会福祉法人半田市社会福祉協議会補助金交付要綱」の第 2 条にある「補助金の交付の対象となる事業は、申請者の運営事業とし、補助金の交付の対象となる経費は、申請者の運営事業にかかる給与、諸手当、賃金及び厚生費で市長が定める額とする。」に則り、予算額の範囲内としている。不足分については社会福祉協議会の自主財源にて賄っている。

## 第5 監査の結果

監査の対象とした「社会福祉法人半田市社会福祉協議会補助金交付要綱」に沿った事業の執行及び交付対象事業における出納事務については、補助金が職員6名分の人件費等に充当されており、おおむね適正に執行されていることが認められた。しかしながら、交付決定側の市では、補助金交付申請時に補助対象経費の内訳の確認や、要綱で定められている実績報告書の受理等がされておらず、社会福祉協議会の決算書をもって決算額が補助金額を上回っていることで良しとしており、適正に事務を執行すべく改善を求めるものである。

決算額が補助金額を上回った大きな要因は、市予算算出時に超過勤務手当を月6時間で頭打ちしているが、実際は一人平均で月約16.75時間必要であったことによる。超過勤務は、委託事業も含めて全体的に増加傾向にあるため、職員の体調管理のためにも超過勤務時間の削減を図るべく、人員の確保や事務の効率化を図るよう要望する。

また、補助金の交付対象が法人運営事業にかかる6名分の人件費等であったが、年度によっては5名～7名であったり、総務グループの臨時職員を対象外とする一方、ボランティア活動支援を行っている職員の人件費を対象とするなど、なぜ6名なのか、なぜこの人なのかの根拠等は示されなかった。

委託事業にも関連するが、人件費を対象経費としているため、社会福祉協議会の新陳代謝による人事異動により対象者が変わった場合に補助金額や委託金額が変わってしまうため、対象経費の算出方法を見直す必要がある。市、社会福祉協議会ともに算出方法の見直しは共通認識であるとのことであったので、27年度までに見直していただくよう期待する。

なお、次のとおり検討・改善を要する事項について所見を付すので、今後の事務の執行に留意されたい。

### 1 所見「補助金の交付について」

社会福祉協議会にあつては、民間と公的機関・組織の両面のメリットを生かした事業を展開しており、地域の福祉課題の解決、ボランティア活動、各種助成金、人材育成など、行政施策では補えないきめ細かなニーズに基づいて地域住民と福祉サービス、福祉に関するあらゆる活動を調整されることが求められており、日々事業に真摯に取り組んでいただいていることは評価したい。

しかしながら、補助金の予算と実際の決算額に乖離が見受けられること、対象経費が人件費であり、人によって金額が変わること、市の予算額をもって交付申請額としていること等、補助金の在り方を委託事業も含めて早急に見直すことを要望する。

なお、交付決定時の内訳の未精査や実績報告書の未提出は問題外なので、早急に対応すること。精算においては遡って審査し、過剰支給が判明した場合は、返還を求めること。

### 2 所見「財源の確保について」

社会福祉協議会の財源の多くは、県や市からの補助金・委託金、共同募金配分金等であり、会費7.2%、寄附金0.4%と、非常に少ないと感じる。積極的に企業を回るなどPRを図り自主財源の確保に努め、補助金に頼らない体制づくりを望むものである。



## 【参考 社会福祉法人半田市社会福祉協議会補助金交付要綱（抜粋）】

（目的）

第1条 この要綱は、社会福祉法人半田市社会福祉協議会（以下「申請者」という。）の運営のために交付する補助金について必要な事項を定めることを目的とする。

（補助対象事業等）

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、申請者の運営事業とし、補助金の交付の対象となる経費は、申請者の運営事業にかかる給料、諸手当、賃金及び厚生費で市長が定める額とする。

（経費の流用の禁止）

第3条 前条に規定する事業の経費は、他に流用してはならない。

（補助金の交付申請）

第4条 申請者が補助金の交付を受けようとする場合は、補助金交付申請書（様式第1）にその他必要と認める書類を添え、市長に提出しなければならない。

（補助金の変更交付申請）

第5条 申請者は、前条の申請内容に変更を生じたときは、直ちに補助金変更交付申請書（様式第2）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付又は変更交付決定）

第6条 市長は、前2条の申請書を受理した場合は、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付決定通知書（様式第3）又は補助金変更決定通知書（様式第4）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 申請者は、前条に規定する通知を受けた場合は、第1四半期、第2四半期、第3四半期及び第4四半期の各交付額について市長と協議し、補助金請求書（様式第5）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第8条 申請者は、事業が完了したときは、速やかに補助金事業実績報告書（様式第6）を市長に提出しなければならない。

（交付の取消し及び補助金の返還）

第9条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- （1）補助金の交付を目的以外に使用したとき。
- （2）補助金事業を中止したとき。
- （3）その他補助金の運用を不相当と認めたとき。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

（ 「様式」 略 ）